

太子町議会傍聴規則

平成21年2月16日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、太子町議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を交付することができる。

3 傍聴席への入場は、先着順とする。ただし、受付は開会30分前からとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、40人とする。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 議事の運営及び他の傍聴人の妨げとなるような方法で、写真及び動画の撮影をしないこと。
ただし、議長の許可を受けたものはこの限りでない。

(3) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱さないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、注意を促すとともに、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 議長が傍聴禁止の宣言をし、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成21年2月26日から施行する。

2 太子町議会傍聴規則（昭和42年規則第11号）は、廃止する。